

三重県における国籍条項復活

を止めよう

リベラ法律事務所 弁護士 金 銘愛

1 三重県の外国籍職員採用見直しの動き

三重県は1999年度、外国人の社会参画推進などを目的に、一部職種を除いて国籍要件を撤廃しました。

ところが、2025年12月25日、三重県知事は定例記者会見において、インフラ強度や農業の新品種開発といった機微情報、並びに地方自治体を經由した国家情報の国外流出を防ぐリスク管理の観点を理由に、国籍要件の復活に向けた検討を表明しました。背景には、自国民に情報活動への協力を義務付ける諸外国の法律(おそらく中国の国家情報法を想定)の存在が挙げられています。

そして、三重県は、検討を進めるにあたり、約20年間実施している「みえ県民一万人アンケート」において、県民に国籍要件の復活について考えを問う項目を設計し、実施しました。しかし、後述の通り、このアンケートの項目自体が外国籍者を危険視扱いする差別的な内容となっています。また、アンケートの対象者の抽出に「選挙人名簿」が使用されることによって、アンケート対象者から、地方自治法で「県民」とされている「外国籍住民」が排除されるなど、幾度にも問題のあるプロセスで進められています。

2 差別に反対する抗議の声とともに

三重県は、不当な差別の解消に向けて県の取組を一層強化するため、既存の人権条例を全部改正し、2022年5月に「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」を公布・施行しました。同条例では、県民の責務として「不当な差別その他の人権問題に対して傍観することなく、これらの解消に向けてそれぞれの立場において主体的に取り組むよう努めるものとする」ことが定められています。

伊賀市在住の元公務員の男性は「差別を傍観してはいけない。差別解消に向けて努力しなければいけない。これは県反差別条例の理念であり、県民の責務です。私はそれを果たしたい」という想いから、住民監査請求の請求人として手を挙げてくれ

ました。そこで、差別的アンケートへの公金支出の違法性を問うべく、東海地方の弁護士で弁護団を結成し、2026年3月26日に住民監査請求を行いました。その後、住民監査請求が棄却されたことから、同年6月11日付で津地方裁判所に住民訴訟を提起するに至っています。

当該訴訟における原告側の主な主張は以下のとおりです。

① アンケートの対象者から外国籍住民を排除していることが憲法14条1項の平等権や、地方自治法10条2項などに反する。

② アンケート問16の記載内容が外国籍者を日本の法律を遵守せずに情報漏洩を行いうる「潜在的スパイ」「犯罪者予備軍」として取り扱っており、これによって差別や偏見がばら撒かれた。ヘイトスピーチ解消法2条が定める「不当な差別的言動」や、人種差別撤廃条約にて禁止されている「人種差別」などにあたり違法である。

③ 本件アンケート問16が憲法や人種差別撤廃条約で保障されている外国籍者の公務就任権を侵害する。

④ 本件アンケート問16の追加は、三重県知事の独断専行で進められたものであり裁量権逸脱濫用があった。

私たちはこの訴訟の過程で、地方自治体に確実に広がっている排外主義に反対の意思を表明し、共生社会を耕し直していきたいと考えています。

3 傍聴支援のお願い

上記訴訟については、9月7日(月)午前11時(於:津地方裁判所)に第1回口頭弁論期日が予定されております。午前10時45分から入廷前行動も行います！今回の問題を広く社会に問うために1人でも多くの方に傍聴支援にお越しいただけますと幸いです。

※参考資料

7月31日共同通信

外国人採用の設問「差別」と判断 三重県民アンケートで諮問機関

<https://news.yahoo.co.jp/articles/067b8eb700e2397db7513bddf44b6ce3c9325c18>